

広島市緑化推進審議会規則

昭和 50 年 7 月 19 日
規則第 72 号

(この規則の趣旨)

第 1 条 この規則は、広島市附屬機関設置条例(昭和 28 年広島市条例第 35 号)第 3 条の規定に基づき、広島市緑化推進審議会(以下「審議会」という。)の所掌事務、組織及び委員並びにその運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、緑化の推進に関する重要な事項について審議するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもつて組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の関係者
- (3) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることがある。

(臨時委員)

第 5 条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、都市整備局緑化推進部緑政課において処理する。

(委任規定)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関する必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。